

1 平成 27 年度食育に関する意識調査の結果について

○「平成 27 年度食育に関する意識調査」の概要

	15 歳以上の市民	小 中 学 生	3 歳児
調査期間	平成 27 年 5 月～6 月	平成 27 年 6 月～7 月	平成 27 年 6 月～7 月
調査方法	郵送配付 郵送回収	学校による直接配布 直接回収	郵送配付 3 歳児健診受診時回収
調査対象	住民基本台帳データ から無作為抽出 (5/1 現在の 15 歳以上) 約 5,000 人	市内 小学 5 年生 中学 2 年生 約 2,000 人	平成 27 年 6 月健康 診査対象者 約 1,000 人
配布数	5,000 人	2,195 人 小学生 1,239 人 中学生 956 人	899 人
回答数	2,610 人	2,136 人 小学生 1,221 人 中学生 915 人	728 人
回答率	52.2%	97.3% 小学生 98.5% 中学生 95.7%	81.0%

※いずれの調査も無記名回答

○主な結果

結果の冊子のまとめを記入

○ 現プラン策定後の「食」に関する動向

1 「健康日本 21（第2次）」（第4次健康づくり対策）策定（平成25年3月厚労省）

【国民の健康の増進と推進に関する基本的方向】

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ **栄養・食生活**、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の保健に関する生活習慣病及び社会環境の改善

2 日本の伝統的な**食文化の継承**のための活動が活発となった。

- ・ 平成25年10月「京の食文化」を京都市の「京都をつなぐ無形文化遺産」に選定
- ・ 平成25年12月「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産登録

3 **アレルギー疾患対策基本法**の公布（H26年6月公布→1年6か月内で施行）

4 **食品表示法**の施行（平成27年4月消費者庁）

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主性かつ合理的な食品選択の機会の確保のため、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品の表示に関する規程を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。現行任意制度となっている加工食品等への**栄養成分表示を義務化とする**。（5年間の経過措置）

5 新たな機能性表示制度の開始（平成27年4月消費者庁）

機能性表示食品：特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品に続く第3の制度

6 「日本人の食事摂取基準」の改定（平成27年3月）

「日本人の食事摂取基準2015」からエネルギーの摂取量及び消費バランスの維持を示す指標として**BMIを採用**

- ・ 目標とするBMIの範囲（18歳以上）

年齢（歳）	目標とするBMI (kg/m ²)
18～49	18.5～24.9
50～69	20.0～24.9
70以上	21.5～24.9

（「日本人の食事摂取基準2015年版」策定検討会報告書から引用）

7 特定給食施設における栄養管理に関する指導・助言（平成25年3月厚労省）

特定給食施設のうち「健康増進を目的とした施設（学校・寄宿舎・児童福祉施設・事業所）」に対して、平成26年度を基準年とし、「肥満並びにやせに該当する者の割合が5%以上増加している施設」について、行政が指導・助言を行うことされた。

8 「健康的な食事」の普及（平成27年9月厚生労働省）

健康な心身の維持・増進に必要とされる栄養バランスを確保する観点から、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の更なる推奨を図る。シンボルマークを作成し、ポスター、リーフレット、ホームページ等に各媒体を通して、効果的な普及を図る。



